

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012函第57号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年9月12日 03時57分ごろ
発生場所	北海道松前町白神岬南南西方沖 白神岬灯台から真方位210° 7.7海里（M）付近 （概位 北緯41° 17.2′ 東経140° 06.7′）
事故等調査の経過	平成24年10月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <sup>ポートメイ</sup> PORT MAY（セントビンセント及びグレナディーン諸島籍）、3,988トン 8912807（IMO番号）、AVANGARD-5 SHIPPING CO SA B 漁船 <sup>かいうん</sup> 第八開運丸、9.1トン HK2-22437（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 不明 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A 不明 B なし
損傷	A 不明 B 船首部に亀裂を伴う凹損
事故等の経過	B船は、船長Bほか1人が乗り組み、まぐろはえ縄漁の投縄作業を行いながら、自動操舵によって約5.8ノットの対地速力で南進中、平成24年9月12日03時57分ごろ、白神岬南南西方沖において、東進中のA船と衝突した。 B船は、衝突後、操業を中止し、自力で松前町松前港に入港したのち、所属漁業協同組合を通じて海上保安部へ本事故の発生を通報した。 A船は、衝突後、停止せずに東進した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 日出時刻：05時16分ごろ
その他の事項	B船の乗組員は、後部甲板で投縄作業を行っていた。 船長Bは、衝突して初めてA船に気付いた。 船長Bは、約5分毎に操舵室へ赴いてレーダーで他船の動静の確認を行っていたが、レーダーに約0.5M間隔で映る僚船の映像もあり、A船の映像に気付かなかった。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B あり A 不明、B なし A 不明、B なし</p> <p>A 船は、白神岬南南西方沖を東進中、南進中のB船と衝突したものと考えられるが、A船から情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、白神岬南南西方沖において、まぐろはえ縄漁の投縄作業を行いながら南進中、船長Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、白神岬南南西方沖において、A船が東進中、B船が投縄作業を行いながら南進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、投縄作業中であっても見張りを適切に行うこと。</li> </ul>